⑵　入札説明書等の交付方法
　①　交付期間　平成23年６月１日から平成23年７月21日までの土曜、日曜及び祝祭日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
　②　交付方法　無料交付で直接行うものとする。
⑶　証明書の提出期限
　①　提出期限　平成23年７月21日午後４時00分（郵便による入札についても、同時刻までに上記⑴に示す場所に必着のこと。）
　②　提出方法　持参又は郵送すること。（電送による入札は認めない）なお、入札書は開札日当日に持参すること。
⑷　開札の日時及び場所
　①　日時　平成23年８月12日10時00分
　②　場所　中日本高速道路株式会社
　　東京支社７階入札室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を証明書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazutoshi Taki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be procured : 1 Suction type road cleaning truck (B)
⑷　Delivery period : 15 February 2012
⑸　Delivery place : Gotenba Maintenance and Customer Service Center, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures :
　①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company regulation concerning the contract procedures
　②　Have been qualified through the examination of the documents submitted.
　Submit following documents till time-limit for tender.
　・Copy of the commercial register
　・The latest financial statements
　・Copy of certificate of tax payment
　・Document that described company career
　③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
　④　have proven to have prepared system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑺　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 21 July 2012 (Tenders submitted by mail : 21 July 2012)
⑻　Contact point for the notice : Contract Administration Section, General Affairs Department, Tokyo Regional Bureau, Central Nippon Expressway Company Limited, 4－3－1　Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105－6011, Japan. Tel 03－5776－5600

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年６月１日
支出負担行為担当官
北海道開発局釧路開発建設部長　本田　幸一
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
○開発釧路第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道横断自動車道釧路市衆音別トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道釧路市
⑷　工事内容　工事延長：Ｌ＝485.0m、トンネル延長：Ｌ＝347.0m、幅員：ＳＬ＝11.4m、内空断面積：Ａ＝71.4㎡、工法：ＮＡＴＭ、掘削方式：機械掘削、掘削補助工：フォアポーリング、坑門工：Ｎ＝１式、仮設工：Ｎ＝１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成24年11月30日まで。
⑹　使用する主要な資機材　覆工コンクリート：Ｖ＝4,580㎥、吹付コンクリート：Ｖ＝1,620㎥、鉄筋：Ｗ＝80ｔ、ロックボルト：Ｎ＝3,896本、鋼製支保工：Ｎ＝351基、防水シート：Ａ＝7,410㎡、フォアポーリング：Ｎ＝4,644本
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
　なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
　総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。
　なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⑿　本工事は、工事の監督及び検査において、「施工プロセスを通じた検査実施要領」に基づき、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
⒀　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を適用する。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。